

米国—ゼロイング及びサンセット・レビューに関する措置

(パネル報告 WT/DS322/R 報告日 2006年9月20日)

(上級委員会報告 WT/DS322/AB/R 2007年1月9日、採択 2007年1月30日)

小寺 彰

はじめに

ダンピング・マージンの計算におけるゼロイング採用の可否は、現在進行中のドーハ開発アジェンダにおける AD 協定交渉の重要イシューであるばかりか、従来から WTO 紛争解決手続で争われてきた問題であった（従来の事件としては、「EC—ベッドリネン」(DS141)、「米国—表面処理鋼板」(DS244)、「米国—EC ゼロイング」(DS294)、「米国—軟材 AD 最終決定 21.5 条」(DS264)がある¹⁾）。

ゼロイングとは²⁾、特定製品に関するダンピング・マージンの計算、ひいてはダンピングの決定において、正常価額以上で輸入された製品の価格は算入せずに計算しない手法のことである。たとえば、正常価額 500 円の製品について、400 円、450 円、550 円、470 円、630 円で各 1 単位が輸入された場合に、550 円および 600 円で輸入したものは、ダンピング・マージンの計算において考慮しないということである。上記の例の場合、全部を合算して計算すれば、平均輸入価格が 500 円となってダンピング・マージンは 0 となってダンピング認定はなされないが、他方、ゼロイングで計算すれば、平均輸入価格は 440 円となって、ダンピング輸入とされる（ダンピング・マージンは 60 円）。

本件の意義は 2 点ある。第 1 は、日本が米国の採用しているゼロイングを取り上げて WTO 紛争解決手続に訴えて、ゼロイングの具体的な適用(as applied)のみではなく、措置自体(as such)の AD 協定違反を一般的に問題にした点である。従来の WTO 紛争解決手続では、具体的なゼロイング適用について判断はなされたが、ゼロイング制度自体の AD 協定適合性については、当初調査における加重平均方式（後述）の協定不適合性しか判断されていなかった（米—EC ゼロイング）。

第 2 は、従来上級委が明確に AD 協定不整合と判断したゼロイングは、輸入価格の加重平均と正常価額の加重平均を比べて計算する方式（加重平均—加重平均<W - W>方式）についてのゼロイング（モデル・ゼロイング）であった。本件パネルでは、W - W 方式によるゼロイングとともに、個々の取引ごとに正常価額と輸入価格を比較して（「個別—個別<T - T>方式」）ダンピング・マージンを計算する方

1 これらの事件のパネル・上級委判断の概略については、「米国の『ゼロイング』制度—WTO 紛争解決手続による是正を目指して—[3]」WTO/国際経済紛争対策に関するメールマガジン 19号（2006年7月5日配信）<http://www.rieti.go.jp/wto-c/060705-12.pdf> 参照。

2 ゼロイングのより詳しい説明については、廣瀬後掲（1）1271-1275 頁参照。

式（単純ゼロイング）の AD 協定整合性も問題にされた。

I 事件の概要

2004年11月24日に、日本政府は、米国政府に対して、いわゆるゼロイングを含む法令・方式及び（又は）措置に関して協議を申入れた。日米間の協議を経て、2005年2月4日に、日本政府は WTO 紛争解決機関（DSB）に対してパネル設置を要請した。日本政府は、ゼロイング自体（as such）とともに具体的な適用（as applied）を問題にした。適用事案として問題にされたのは、当初調査（最終決定）については、普通鋼に関する1件、定期レビューについては、ベアリングに関する11件、またサンセット・レビューについては、ベアリング、普通鋼各1件であった。

II パネル手続

1. 両国の主張

本件に関して、日本政府は、モデルゼロイング（W - W 方式でのゼロイング）、単純ゼロイング（T - T 方式でのゼロイング）ともに、AD 協定 2.1、2.4.2、GATT6.1 および 6.2 等に不整合であると主張し、それに対して米国は、以上の主張をすべて否定し、米国のダンピング・マージンの計算方式が AD 協定、GATT 双方に整合的であると反論した。

2. パネル判断

A. 序

1. レビュー基準（スタンダード・オブ・レビュー、Standard of Review）、条約解釈および立証責任に関する原則

米国の主張：適用についても、また措置それ自体についても、米国政府が WTO 協定不整合に行動していることの立証責任は日本政府が負っており、米国政府が WTO 協定整合的に行動しているとの立証責任を負っているのではない。AD 協定 17.6 のレビュー基準によれば、パネルは米国政府の事実認定が適切であるかどうか、また事実の評価が客観的かつ公正であるかどうかを判断するにとどまる。また条約解釈についても、2つ以上の解釈が許容される場合にその一つを米国当局が採用した場合には、パネルは当該解釈が WTO 協定整合的であると認めなければならない。

（この点についての日本政府の主張はパネル報告書には記載されていない。）

パネル判断：レビュー方法は、DSU11 と AD 協定 17.6（スタンダード・オブ・レビュー）が、また条約解釈規則は、DSU3.2 条が規定しており、条約解釈によって2つ以上の解釈が可能な場合は、それらの解釈の一つに基づく措置を支

持してもよい。

立証方法については、申立国が一応の(prima facie)立証を行って、被申立国が反証しなければ、パネルは申立国を勝たせることになる。

B. 当初調査における手続自体に関する主張

1. 当初調査におけるゼロイング手続自体

(a)ゼロイング手続自体が紛争処理の対象になるのか。

日本の主張：ゼロイングは米国商務省 (USDOC) がダンピング・マージンを計算する際に使っている標準的手続である。

米国の主張：DSU6.2の意味での「措置」に当たると考える標準コンピューター・プログラムはない。たとえコンピューター・プログラムが DSU6.2の「措置」だとしても、強制的なもの (mandatory) ではない。

パネル判断：DSUもAD協定も、それ自体 (as such) で「措置」としうるものの基準を示していない。上級委員は、ゼロイング方式の精確な内容を特定できるものであれば、「措置」たりうるとしており、その内容が「明確」であり、一般的かつ将来的に適用可能なものであれば「措置」とみなしてよい。日本が主張するゼロイングはこのような「措置」に該当する。

(b)AD協定及びGATT1944当初調査におけるゼロイングを禁止しているか。

日本の主張：AD協定2.1は、ダンピングやダンピング・マージンは、「産品全体(product as a whole)」について決定すべきことを規定しており、2.4.2のダンピング・マージンの決定も「産品」全体について行わなければならない。

米国の主張：GATT6条、AD協定2.1、2.4および2.4.2に、「産品全体」という文言は使われておらず、2.4.2において、ダンピング・マージンを「産品全体」で計算しなければならないという義務はない。

第三国参加をしたアルゼンチン、チリ、EC、韓国、メキシコ、ノルウェー、タイ、ニュージーランドは日本政府の主張を支持した。

パネル判断：(パネルは、下記のようにモデルゼロイングと単純ゼロイングに分けて判断した。)

・モデルゼロイング (W-W)

AD協定2.4.2は、ダンピング・マージンの計算において、すべてのものの比較の結果を勘案することを要求する。平均通常価額以上のモデルをダンピング・マージンの計算に入れないことがAD協定2.4.2に反することは、WTO紛争解決手続において繰り返し判断されてきた。すなわち、AD協定

2.4.2 は、「すべての輸出取引の価格の加重平均との比較を基礎として」規定しており、従来のパネルはこの規定に照らしてモデル・ゼロイングの使用を禁止すると解してきた。以上のように、モデル・ゼロイングが AD 協定 2.4.2 に反すると判断した以上、モデルゼロイングに関する、その余の日本政府の主張は、訴訟経済によって判断しない。

・単純 (simple) ゼロイング

＜従来の上級委判断の解釈＞ multiple averaging (産品をタイプやモデルに分けて計算する方式) について、「米国－軟材事件」の上級委は、multiple averaging が AD 協定違反かどうかについて合意がなかったと述べた。また「米国－軟材事件」は、ダンピングやダンピング・マージンが個々の取引 (transaction) 単位で適用できるかどうかを議論していない。「米国－表面鋼板事件」は、AD 協定 9.3 について判断を下しただけある。このように上記 2 事件を日本政府の主張するように理解することはできない。

＜条文解釈＞ {AD 協定 2.1} 「産品全体(product as a whole)」の表現は AD 協定 2.1 にはない。AD 協定 2.1 が単に「産品(product)」としか言っていない以上、個々の取引単位でダンピングを計算することを禁止するという日本の主張には同意できない。条約解釈規則を踏まえると、AD 協定 2.1 や GATT6 が全体的レベルでダンピングを検討することを要求すると解することはできない。また GATT1994 や AD 協定のダンピングの定義に即せば、特定の輸出取引についてダンピングを適用することは許されないと考えることはできない。したがって、ダンピング・マージンを個々の取引単位で計算してはいけないという日本の主張は十分に説明されてはいない。

{AD 協定 6.10} 日本政府は、さらにダンピング・マージンを輸出者または生産者ごとに決定すべきことを規定する AD 協定 6.10 を単純ダンピングの WTO 協定不整合の根拠にしているが、AD 協定 6.10 は、ダンピング・マージンの計算方法を規定してはいないので、単純ダンピングの WTO 不整合の根拠とはなりえない。

{AD 協定 2.4.2} AD 協定 2.4.2 が、「産品全体(product as a whole)」と規定していることから、当該条項がゼロイングの一般的禁止を基礎づけると日本政府は解釈するが、その解釈は、2.4.2 と整合的ではない。AD 協定 2.4.2 の第 1 文は、ダンピング決定・ダンピング・マージン計算における W - W 方式と T - T 方式を定義する。同 2 文は、W - T 方式が許される条件を定める。ゼロイングの特定の方式が、AD 協定 2.4.2 に反するかかどうかという分析は、以上 3 つの間の相互関係を反映する解釈から導かなければならない。

条約解釈規則に照らすと、文脈の考慮と実効性原則に注意する必要がある

る。AD 協定 2.4.2 は、まず第 1 文には、現在問題にされている T - T 方式のような特定の方式を評価するためのガイダンスはない。次に第 2 文にもこの点に関する手がかりはない。AD 協定 2.4.2 は、T - T 方式の結果をダンピング・マージンの計算に変換するための精確な方式に関する規定ではない。

AD 協定 2.4.2 の目的は、ダンピングの判断方法を規定することであり、その目的に照らせば、W - W 方式と T - T 方式および W - T 方式を区別する論理的基礎はない。したがって、W - W 方式でゼロイングが禁止されるのにもかかわらず、T - T 方式ではゼロイングが禁止されないというのは一見奇妙であるが、T - T 方式でゼロイングを禁止すればもっと大きな問題が生まれるのである。つまり、W - T 方式でもゼロイングが禁止されることになれば、W - T 方式が W - W 方式と同じ結果になってしまうことになる。したがって、実効的解釈の原則からは W - T と W - W 方式が同じ結果になってしまうような解釈をとることができない以上、ダンピング・マージンの計算において一律的にゼロイングが禁止されるということとはできない。

{AD 協定 2.4} ゼロイングは、ダンピングがないときにダンピング認定を行うことや、またダンピング・マージンを上げるという結果をもたらすために、「公正な比較」に反すると日本政府は主張するが、モデルゼロイングの AD 協定 2.4 整合性の判断はしない。AD 協定 2.4 はそれ以下の項によって敷衍されるのではなく、独立の義務を規定するからである。上級委員は、ゼロイング自体が AD 協定 2.4 違反と判断したことはない。ゼロイング自体が AD 協定 2.4 に反するという解釈は、AD 協定 2.4.2、さらには AD 協定 9 を踏まえると、実効的解釈の原則に反する。

{AD 協定 3.1・3.5} 日本政府が独立の根拠を示していない以上、判断は不要。

{AD 協定 5.8} 日本政府が独立の根拠を示していない以上、判断は不要。

・定期レビュー(Periodic Review)・新規輸出者レビュー(New Shipper Review)

1. それ自体(as such)

日本の主張：AD 協定 9.3 に基づく定期レビューおよび同 9.5 に基づく新規輸出者レビューに関しても、米国政府は単純ゼロイングによって実施しているが、定期レビュー・新規輸出者レビューに対しても AD 協定 2 条の規制（手続・徴収額）が及んでおり、AD 協定 2.1、2.4.2、GATT6.1 および 6.2 に整合的ではない。

米国の主張：AD 協定 2.4.2 は当初調査にしか適用されない。

第三国参加をした中国、EC、韓国、メキシコ、ノルウェー、タイは日

本政府の主張を支持した。

パネル判断：AD 協定 17.6(ii)には、ダンピングやダンピング・マージンの決定に関する一般的な要件は規定されていない。したがって、定期レビューにおいて単純ゼロイングが禁止されているとは言えない。

2. as applied

日本の主張：米国商務省（USDOC）は、11件の定期レビューにおいて、AD 協定 1 2.1 2.4.2 2.4 9.1 9.3 および GATT6 条 1、同条 2 に反して行動した。根拠は、上記 1. と同様。

米国の主張：AD 協定 2.4.2 は当初調査にしか適用されない。

パネル判断：上記 1. と同じ理由で日本政府の主張を退ける。

・事情変更レビュー・サンセット・レビュー

1. それ自体 (as such)

日本の主張：事情変更レビューおよびサンセット・レビューにおいて、ゼロイング方式によって計算した当初調査または定期調査に依拠すれば、AD 協定 2.1、2.4.2、2.4 に反しており、その結果、AD 協定 11.2 および 11.3 に反する。

米国の主張：AD 協定 2 条の「公正比較 (fair comparison)」は、すべての手続で価格差を精算することを要求していない。

第三国参加をした EC、韓国、ノルウェーは、AD 協定 2.4.2 が AD 協定 11 に基づくレビューに適用されると、またアルゼンチン、ノルウェーはレビュー過程でゼロイングを採用することは、AD 協定 2.4 に反すると主張した。

パネル判断：AD 協定 11.2 及び 11.3 はダンピング・マージンの計算については何も規定していない。まず「それ自体(as such)」のレビューをするためには、一般的・将来的な適用可能性をもつ規則が存在することを日本は示す必要があるが、日本はそれをしていない。

2. 本件適用(as applied)ーサンセット・レビュー2件

日本の主張：2件のサンセット・レビューにおいて、米国政府はゼロイングの標準方式によって計算したダンピング・マージンに依拠しており、AD 協定 2.1、2.4 および 2.4.2 に反する。

米国の主張：AD 協定 11.3 は、ダンピングの存続または再発をもたらすかどうかの決定において、ダンピング・マージンに依拠すべきことを要求してはいない。

パネル判断：AD 協定は、サンセット・レビューについて単純ゼロイングを禁止してはいないので、米国当局が AD 協定に反して行動したとはいえない。

Ⅲ. 上級委員会手続

日米両国とも、パネル判断に不服があったために、双方から上級委に対して申立を行った。

日本政府の申立は、①当初調査において輸出価格と正常価額を T - T 方式で比較するときにゼロイングを使うこと自体 (as such) が AD 協定 2.1、2.4 および 2.4.2 に整合的ではないというパネル判断を取り消すべきである、②定期レビュー・新規輸出者レビュー、サンセット・レビューに関してゼロイングを採用すること自体が AD 協定 2.1、2.4.2、GATT6.1 および 6.2 に不整合ではないとするパネル判断を取り消すべきである、③定期レビュー、サンセット・レビューに関して米国政府がゼロイングを採用した措置が AD 協定 2.1、2.4.2、GATT6.1 および 6.2 に不整合ではないとするパネル判断を取り消すべきであるというものだった。

米国政府の申立は、T - T 方式であれ、また W - W 方式であれ、USDOC の使っているゼロイング手続自体を紛争解決手続の対象たる「措置」と判断したパネル決定を取り消すべきであるというものであった。

1. 両国の主張

日本の主張：ダンピング・マージンの計算は製品ベースで行わなければならない、また AD 協定 2.4 上の「公正な比較」をしなければならない。定期レビュー等については、パネル段階と同じ主張を行う。

米国の主張：パネルがモデルゼロイングについて、「それ自体 (as such) 」として判断したが、そのように判断する証拠が足りない。

2. 上級委の判断

1) ゼロイングそれ自体

・ゼロイングが措置か

A. 対象措置(Measure at Issue)

米国の主張：単一の措置であると判断するためには、USDOC のゼロイングの使用に関する「規則または規範」が前提になるが、その点

をパネルは検討していない。

日本の主張：パネルには、ゼロイングの適用を示す証拠を示した。また単一の措置であると判断する際にも、「規則または規範」が必要とされないというのは、WTO判例である。

上級委判断：パネルには、モデルコンピュータープログラム、またゼロイングが適用された16ケースが示され、パネルはゼロイングが継続的に採用されている方式であると判断した。またパネルには、米国がダンピング・マージンのプラスとマイナスを精算した事例が一例も示されなかった。米国の主張の核心は、「文脈に特定した(context-specific)」証拠が必要であるということであるが、パネルは十分な証拠を的確に評価して、ゼロイングをWTO紛争解決手続の対象たる「措置」と判断した。

B. 日本の協議要請

米国の主張：日本の協議要請には、W-T方式またはT-T方式コンテキストにおけるゼロイングへの言及がない。

日本の主張：協議要請においてゼロイングを一つの「措置」と主張している。また本件についての米国の主張はパネル段階では行われていない。

上級委判断：日本の協議要請では、W-T方式またはT-T方式コンテキストにおけるゼロイングは別の文言で表現されている。

2) 当初調査、定期的レビュー及び新規輸入レビューにおけるゼロイング自体—日本の申立

A. ダンピングの概念・ダンピング・マージン

日本の主張：AD協定2.1およびGATT6条1および6条2に基づいて、ダンピングは産品全体に対する評価であり、また「公正な比較(fair comparison)」はダンピング手続にすべて適用される。定期レビューや新規輸出者レビューについても、以上の2つの要件はそのまま適用される。

米国の主張：パネル判断は正当。

上級委判断：①GATT6条2項は、ダンピングを他国の商業に産品が導入されるときに現象と記述し、またダンピング・マージンも産品との関係で定義する。②ダンピングは個々の輸出者又は外国の生産者の価格決定

の結果と捉えられる。③国内産業に損害を発生させたときにのみ、ダンピングには関心が払われる。

B. 当初調査における T - T 方式

1. AD 協定 2.4.2

日本の主張：パネルの解釈は従来の上級委（米国－軟材事件）解釈とは異なり、ゼロイングを使った価額比較は、「公正」なものではない。

米国の主張：パネルの解釈は実効的解釈として正当なものである。

上級委判断：

a. 第1文－ゼロイング手続自体が AD 協定 2.4.2 に反するかが問題である。「米国－軟材事件」では、取引特定の結果は比較プロセスの単なるステップであった。ダンピングやダンピング・マージンは調査中の製品全体について存在しうるものであって、製品のタイプ、モデル等については存在しえない。したがって、「すべての比較可能な輸出取引」の語がないことをもって、この方式によるゼロイングが許されるとは言えない。

b. 第2文－当局が、「ターゲット・ダンピング」に対処するために W - T 方式が許されることを規定しているのであり、W - T 方式を採用することが一般的に許されているのではない。上級委はかねてから、「数学的な等価性 (mathematical equivalence)」を主張してきたのであり、W - W 方式でゼロイングが禁止される以上、T - T 方式においてもゼロイングは禁止される。

2. AD 協定 2.1

日本の主張：米国の当初調査における単純ゼロイングが WTO 協定整合的であるというパネルの主張を取り消すだけではなく、それが WTO 協定不整合であることを認定してほしい。

米国の主張：「製品全体」を採用しなかったパネルの解釈は正当である。

上級委判断：米国が T - T 方式でゼロイングを行ったことが、AD 協定 2.4.2 に不整合であることを判断した以上、AD 協定 2.1 について新たな判断をする必要はない。

3. AD 協定 2.4

日本の主張：AD 協定 2.4 の解釈を AD 協定 2.4.2 によって条件付けたパネル判断は誤っている。

米国の主張：AD 協定 2.4.2 は同 2.4 の特別法と考えるべきである。

上級委判断：パネルは、AD 協定 2.4.2 を AD 協定 2.4 の特別法と考えた。しかし、AD 協定 2.4.2 はむしろ同 2.4 によって条件付けられると考えるべきである。T-T 方式のゼロイングでは、正常価額以上の輸出価格の比較の結果は無視されてしまう。

C. 定期レビュー及び新規参入者レビューにおけるゼロイング自体

1. AD 協定 9.3、同 9.5

日本の主張：パネル解釈によれば、米国はダンピング・マージンよりも高い AD 税を徴収することになる。

米国の主張：パネル解釈は正当。

上級委判断：ダンピングは産品単位で判断すべきものである以上、ダンピングやダンピング・マージンがダンピング調査の段階によって異なる意味をもつことになるパネルの判断には同意できない。

(a) 定期レビュー・輸入者特定の課税評価

当局は、AD 協定 2 によって、ダンピング総額より多い税額を徴収することはできない。したがって、AD 協定 9.3.1 に基づく手続（定期レビュー）においても、ゼロイングを使わずに計算したダンピング・マージンまでしか徴収することはできない。

(b) 将来通常価額システム

AD 協定 2 によって計算されたダンピング・マージンが徴収できる最大限であるから、それを超えて支払った額は還付されなければならない。

(c) 新規輸入者レビュー

新規輸入者レビューにおいて、ダンピング・マージンを計算するためにゼロイングを使うことは、当初調査の場合と同様に WTO 協定不整合である。

2. AD 協定 2.4

日本の主張：パネル判断はAD協定 2.4 に反する。

米国の主張：当初調査におけるAD協定 2.4 の適用論と同様に妥当しない。

上級委判断：定期レビューおよび新規輸入者レビューにおいて、ダンピング・マージンを超えてAD税を徴収することはWTO協定不整合であり、その点についてパネル判断を取消、またその点に関する米国の行為がWTO協定不整合であると判断する。

3. AD 協定 2.1、9.1 及び 9.2

日米両国の主張はパネル段階のものと同じ。

上級委判断：AD協定 2.1、9.1 及び 9.2 に関するパネル判断を取り消す。上級委がすでに、米国が、定期レビューおよび新規輸入者レビューにおいてゼロイングを維持することがAD協定 9.3、9.5 およびGATT 6.2 に不整合であることを判断した以上、日本政府が求めている、米国がAD協定 2.1、9.1 及び 9.2 に反して行動したことの認定は不要である。

3) 定期レビューにおけるゼロイングの適用

日米の主張は、ともに「それ自体」に関するものと同じ。

上級委判断：問題にされた事案において米国 USDOC が W - T 方式で計算したダンピング・マージンは適切なダンピング・マージンを超えている。したがって、これに関するパネル決定を取消し、また米国が AD 協定 2.4、9.3 および GATT6.2 上の義務に不整合に行動したと認定する。なお、日本政府が求めている、AD 協定 2.1、9.1 および GATT6.1 についての評価は不要である。

4) サンセット・レビューにおけるダンピング・マージン

日本の主張：ゼロイングによって計算したダンピング・マージンに依拠して行われたサンセット・レビューは、AD協定 2.1、2.4 およびGATT6.1 および 6.2 と不整合であり、そのため2件のサンセット・レビューは瑕疵ある決定である。

米国の主張：定期レビューの際のダンピング・マージンの計算におけるゼ

ロイングの使用が許されている以上、サンセット・レビューについてのパネル判断は維持すべきである。

上級委判断：定期レビューにおけるゼロイング使用がAD協定 2.4、9.3 に反しており、またサンセット・レビューが当初調査と類似性がある以上、AD協定に不整合な方法で計算されたダンピング・マージンに依拠して行われたサンセット・レビューは、AD協定 11.3 に反する。この点に関する他のWTO協定規定との整合性の有無の判断は不要である。

5) AD 協定 17.6(ii)

米国の主張：AD協定 17.6(ii)を考慮すべきである。

(この点に関する日本政府の主張は見あたらない。)

上級委判断：AD協定 17.6(ii)の第1文に基づいて国際法上の解釈規則に依拠して解釈を行ったものであり、ゼロイングの問題に関して他の解釈を認めることはできない。

IV. 解説

1. 本件判断は、ゼロイングについて従来出されてきたWTO紛争解決手続判断の流れを進展させ、ゼロイング全体が一般的には禁止されることを示した点で画期的なものである。従来は、ゼロイングのうちW-W方式が適用された事例について、当該措置がAD協定に反するという判断が下されてきた。これらのWTO紛争解決手続判断、とくに上級委判断で採用されている論理を適用すれば、W-W方式に限らずt-T方式のゼロイング自体(as such)も、当初調査に限らずその後のレビューにおいても禁止されることは当然の帰結だったと言える。したがって、本件で第1に問題になったのは、T-T方式を含めたゼロイング一般のWTO協定整合性であった。
2. T-T方式のゼロイング自体を禁止するという規定はAD協定上はない。そこで日本政府は、ダンピング・マージンの計算方式としてゼロイングが一般的に禁止されることを論証するとの方法を使った。これについて、パネルと上級委はまったく正反対の解釈方法によって判断をとり、一見判断の違いは解釈方法の違いに由来するようにみえる。本当にそうだろうか。この点を十分に理解するためには、AD協定におけるダンピング・マージンの計算方式に関する規定(2.4.2)の構造をきちんと踏まえて、パネルおよび上級委の判断の構造を検討する必要がある。AD協定 2.4.2 は次のように規定する。

公正な比較について規律する 2.4 の規定に従うことを条件として、調査の段階において、ダンピングの価格差の存在については、通常、加重平均によって定められた正常の価額と比較可能なすべての輸出取引の価格の加重平均との比較を基礎として、又は個々の取引における正常の価額と輸出価格との比較によって認定する。輸出価格の態様が、購入者、地域又は時期によって著しく異なっていると当局が認め、かつ、加重平均と加重平均又は個々の取引と取引とを比較することによってはこのような輸出価格の相違を適切に考慮することができないことについて説明が行われる場合には、加重平均に基づいて定められた正常の価額を個々の輸出取引の価格と比較することができる。

第 1 文では、W - W 方式と T - T 方式が規定され、また第 2 文では W - T 方式が規定される。W - W 方式でゼロイングが禁止されることには問題はないが、T - T 方式でゼロイングが禁止されるというためには、ダンピング・マージンの計算方式すべてでゼロイングが禁止されていることを立証する必要がある。なぜなら W - W 方式でのゼロイングの禁止は、輸入製品の価格をすべて集めて加重平均するという方式自体とゼロイングが両立しない点に求められるからである。他方、T - T 方式、W - T 方式では、そのような議論はできず、そこでパネルは、W - T 方式が意味をもつためには、W - T 方式におけるゼロイングが許されないと、W - T 方式と W - W 方式が同じ結果になって、W - W 方式と区別する意味で W - T 方式が許されている意味がないと考え（実効的解釈規則）、ダンピング・マージンの計算方式としてゼロイングが禁止されているとは言えないと結論した。いわば、Ad 協定 2.4.2 の規定の構造のみに着目した解釈方法である。換言すれば条約規定の文言重視の解釈と言ってよい。

他方、上級委は、①そもそもダンピングとは製品全体についての性格づけであり、②輸入価格と正常価額は公正に比較しなければならないという 2 つの原則から、ゼロイングが一般的に許されないと考え、その延長線上で、日本政府のすべての主張を認めた。いわば WTO 協定上のダンピング制度全体の目的を最重要視した解釈である。そうになると、パネルの行った文脈重視の解釈との関係が問題になる。

パネルは、W - T 方式を、W - W 方式および T - T 方式と並列的に考えて、W - T 方式の意味を説くが、AD 協定 2.4.2 は、W - T 方式を採用する場面を、「輸出価格の態様が、購入者、地域又は時期によって著しく異なっていると当局が認め、かつ、加重平均と加重平均又は個々の取引と取引とを比較することによってはこのような輸出価格の相違を適切に考慮することができないことについて説明が行われる場合」としており、規定上はあくまで W - T 方式は例外的な場合と捉えることができる。まさに上級委はその点をつき、W - T 方式

は、局地的に限定される等の「ターゲット・ダンピング」に対応するための規定であると考えられる。逆に言うと、限定的な場面ではゼロイング乃至ゼロイング的な手法を用いることが許されることが第2文の趣旨というのである。

以上のように理解すると、一見は文脈重視のパネルのアプローチと、目的重視の上級委のアプローチで結論が異なっているように見えるが、パネルの採用したものが唯一の文脈アプローチではなく一むしろ文脈アプローチとしても上級委のものの方が説得的である一、また上級委の解釈がダンピング制度、すなわち AD 協定の目的と調和的である以上、上級委の解釈の方がパネルの解釈より適切であるというべきであろう。

ただし、AD 協定を作成した時点で、ゼロイングが論理的に許されないと解釈できる W - W 方式を超えて、ゼロイングが一般的に禁止されるというコンセンサスがあったかという点はその点は怪しい。そのために、パネルは、「現実的な判断」を採用しようと努力したのであろう。ウィーン条約法条約に規定される、「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする」（31 条 1 項）との解釈規則を適用することを前提にすれば、上級委解釈が正しいことは間違いない。交渉時の条約作成者の意図とその後の条約文の解釈が食い違うことが WTO 紛争解決手続判断では頻繁に起こっているが、本件もそのような事例の一つに数えられるであろう。

3. 本件では、当初調査以外に、定期レビュー、新規輸出者レビュー、サンセット・レビューにおけるゼロイングの是非も問題になったが、上記に解説した上級委の方法を採る以上、それらにおいてもゼロイングが一般的に禁止されると判断されるのは当然の成り行きであった。

本件上級委は、サンセット・レビューにおけるゼロイングが、提起された具体的な事件については (as applied) 協定不整合と判断したが、それ自体 (as such) の協定不整合の判断はしていない。これは日本政府がその部分のパネル判断の取消を上級委の請求しなかったためである。サンセット・レビューについては、それが依拠する当初調査や定期レビューのデータがゼロイングを用いた場合にのみ、サンセット・レビュー自体を協定不適合と判断できるにすぎないために、「ゼロイング」という形でサンセット・レビュー「自体」を問題にできる確証が日本政府になかったためであると考えられる（パネルはこの点によって措置自体としては検討できないと判断した）。

4. 本件でもう一つ注目されるのは、措置の適用ではなく措置それ自体 (as such) を WTO 紛争解決手続で判断する要件について、緩やかなものを採用したことである。しかし、この点については、抽象的な要件レベルでは従来の WTO 紛争解決手続の判例法（米国－防錆鉄鋼<Corrosion-Resistant>サンセット・レビュ

一事件) を踏襲したものにすぎず、コンピュータープログラムを「措置」とした点が新規な点である。

参考文献 (注に掲げたもの以外)

- ・ 廣瀬孝「米国のアンチ・ダンピング手続における『ゼロイング』」(1)～(5) 国際商事法務 34 卷 10 号、11 号、12 号 (2006)、35 卷 1 号 2 号(2007)
- ・ Elizabeth C. Seastrum, "Chevron Deference and The Charming Betsy: Is There a Place for the Schooner in The Standard of Review of Commerce Antidumping and Countervailing Duty Determinations?" 13 Fed. Cir. B.J.229.